

地方行政委員會議錄 第二十四号

昭和三十三年三月二十三日(金曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 園田 直君

理事金子 岩三君 理事渡海元三郎君

理事丹羽喬四郎君 理事太田 一夫君

理事阪上安太郎君

伊藤 鐵君

小澤 太郎君

久保田四次君

津島 文治君

川村 繼義君

松井 誠君

門司 亮君

出席政府委員

警察庁長官 柏村 信雄君

警察庁監 新井 裕君

警察庁刑事局長 新井 裕君

警察庁保安局長 木村 行蔵君

委員外の出席者

警察庁長 町田 充君

警察庁刑事局長 町田 充君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

警察庁保安局長 小野澤知雄君

輕減に關する請願(西村力弥君紹介)
(第三〇八号)

な状況があると思うのですが、昨年度中にそういう事件がどの程度ございましたか、あなたの方で統計がござい

人一人を殺すほどのこともないじゃないかという問題が、途中で大体捜査の人間の中から起こって参ったのであり

の後いろいろ捜査その他の關係で回収し得ましたのが百五十五丁でございます

本日會議に付した案件
銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)
(參議院送付)

昭和二十九年の七月一日から昭和三十六年の十二月末日までの約八年間の状況であります、それによりますと奪取されました数が三十六丁でございます

そこで私もとしましては、わずかに五・五センチの飛び出しナイフというものがある問題になるほど、この法案はや

それから、ただいまの御質問にお答え申し上げますが、警察におきましては特に拳銃の不法所持事犯の取り締まりに非常に重点を置いておりました

○園田委員長 これより會議を開きます。
銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を行ないます。通告がありますので、これを許します。二宮武夫君。

○二宮委員 今回の法律の案文を見て参りますと、非常に小さな凶器と申しますか、わずかに五・五センチ程度の飛び出しナイフというふうなものを持

○二宮委員 昨日もちょっと質問したのですけれども、別府で起こりました現職警官が勤務中に何者かに拉致され

その状況を申し上げますと、三十五年中におきますところの犯罪検挙に伴いまして押収いたしました拳銃が三百八十九丁ございます。約三百九十丁で

○二宮委員 非常に小ざらな凶器と申しますか、わずかに五・五センチ程度の飛び出しナイフというふうなものを持

○二宮委員 昨日もちょっと質問したのですけれども、別府で起こりました現職警官が勤務中に何者かに拉致され

○二宮委員 昨日もちょっと質問したのですけれども、別府で起こりました現職警官が勤務中に何者かに拉致され

その状況を申し上げますと、三十五年中におきますところの犯罪検挙に伴いまして押収いたしました拳銃が三百八十九丁ございます。約三百九十丁で

○二宮委員 非常に小ざらな凶器と申しますか、わずかに五・五センチ程度の飛び出しナイフというふうなものを持

○二宮委員 昨日もちょっと質問したのですけれども、別府で起こりました現職警官が勤務中に何者かに拉致され

○二宮委員 昨日もちょっと質問したのですけれども、別府で起こりました現職警官が勤務中に何者かに拉致され

その状況を申し上げますと、三十五年中におきますところの犯罪検挙に伴いまして押収いたしました拳銃が三百八十九丁ございます。約三百九十丁で

○二宮委員 非常に小ざらな凶器と申しますか、わずかに五・五センチ程度の飛び出しナイフというふうなものを持

○二宮委員 昨日もちょっと質問したのですけれども、別府で起こりました現職警官が勤務中に何者かに拉致され

○二宮委員 昨日もちょっと質問したのですけれども、別府で起こりました現職警官が勤務中に何者かに拉致され

その状況を申し上げますと、三十五年中におきますところの犯罪検挙に伴いまして押収いたしました拳銃が三百八十九丁ございます。約三百九十丁で

○二宮委員 非常に小ざらな凶器と申しますか、わずかに五・五センチ程度の飛び出しナイフというふうなものを持

○二宮委員 昨日もちょっと質問したのですけれども、別府で起こりました現職警官が勤務中に何者かに拉致され

○二宮委員 昨日もちょっと質問したのですけれども、別府で起こりました現職警官が勤務中に何者かに拉致され

その状況を申し上げますと、三十五年中におきますところの犯罪検挙に伴いまして押収いたしました拳銃が三百八十九丁ございます。約三百九十丁で

○二宮委員 非常に小ざらな凶器と申しますか、わずかに五・五センチ程度の飛び出しナイフというふうなものを持

○二宮委員 昨日もちょっと質問したのですけれども、別府で起こりました現職警官が勤務中に何者かに拉致され

○二宮委員 昨日もちょっと質問したのですけれども、別府で起こりました現職警官が勤務中に何者かに拉致され

その状況を申し上げますと、三十五年中におきますところの犯罪検挙に伴いまして押収いたしました拳銃が三百八十九丁ございます。約三百九十丁で

○二宮委員 非常に小ざらな凶器と申しますか、わずかに五・五センチ程度の飛び出しナイフというふうなものを持

○二宮委員 昨日もちょっと質問したのですけれども、別府で起こりました現職警官が勤務中に何者かに拉致され

○二宮委員 昨日もちょっと質問したのですけれども、別府で起こりました現職警官が勤務中に何者かに拉致され

その状況を申し上げますと、三十五年中におきますところの犯罪検挙に伴いまして押収いたしました拳銃が三百八十九丁ございます。約三百九十丁で

十五丁でありまして二二%、それから手製すなわち本人がみずから作った手製というものが三十五丁でありまして九%、それから拾得発見、これが十三丁で三%、それから輸入という事で参りましたのが二丁、これは一%、その他百四十五丁でございます。

○二宮委員 刑事局長お忙しいのにおいででございます。昨日ちょっと答弁をお願いしました現職警官がパトロール中に何者かに拉致されて、その持つておる装備そのものが奪われた、しかもいまだに未検挙である、こういう状況なのでございますが、それは当然そのピストルをもって他の犯罪を犯すおそれがあるということを非常に懸念しておるわけなんです。これについてその後の捜査の実況というのは、一体どのようなようになっておりますか。

○新井政府委員 先月の十一日の日に、別府の後藤巡査がお言葉のようにおびき出されまして、十七日に死体になって発見されたときには、ピストルのほか制服その他ほとんど装備のすべてをとりたておつたという事例でございますが、先ほどのお言葉の通り、ピストル一丁ほしいのに人を殺すというのはあまりにも手段と目的が権衡を失っているじゃないかという想像も一応なされるのでありますけれども、今までこういうおびき出されまして拳銃をとられそうになりました事例は、私の記憶しておるものでも数件ございますけれども、いずれも不成功に終わっておりますわけでありまして、そのほかは、成功したのは警視庁の管内で、十年ほど前に練馬ではおびき出されまして、これは拳銃を奪われたわけでありま

す。それ以外はありません。そういう例がないわけでありまして。しかしそのほかにも、たとえば同じく警視庁の管内で、万世橋の署の交番に地理を尋ねるような顔をして来た少年が、やにわに巡査を刺しまして拳銃を奪おうとした例がございますので、必ずしもそういう想像を全部捨て去るということとはできない、やはり拳銃はしきさというところも一つの想定において実は捜査をいたしておるわけでありまして、もう一カ月余もたちまして、いろいろ新聞にも真犯人がつかまつたとか自供したとかいうようなことが報道されましたが、いずれも残念ながらその自供でございまして、今まで調べましたものは全部白になって参りました。大へん残念なことではありますけれども、今ちょうど中盤の難所みたいなところにとりかかっておりまして、基礎捜査が依然として続いております。

た比較的、大分の県民も非常な関心を持っておりまして、投書申告等が非常にございまして、大体巡査がおびき出される前後の状況、それから自動車に乗せられて運ばれたと思われる状況、これらについて一応の筋書きは想像できる程度にはなっておりますけれども、全然見当はまたつかないという状況でございます。それから拳銃のみならず装備一切を取ったというところ、何か個人的な怨恨でもあったのではなにかということも一応想像されるのでありますけれども、この巡査は結構で相当長く休んでおりましたし、体が弱いという事でございまして、また大体押命以外働ばかりやっております、特に仕事の上で恨まれるということとは考えられない、また私生活の上でもさうい

う点は考えられないというので、個人的な怨恨というものは今のところはほとんど考えられないのでありますけれども、それも捜査の一つの線として考えておるわけでありまして、いずれにいたしましても、さういうことで手段と目的の権衡を失っているやしないかと、先ほどの御指摘でありますけれども、私も、私は、一応は拳銃がはしきさ、私どもは、一応は拳銃がはしきさ、や、裸にして死体を処分して置けば、発見が非常におくれるであろうという事を犯人が考えたというふうにも想像されますので、やはり中心はさういふ装備のほしさというところに捜査の線は置いておる状況でございます。

○二宮委員 長官にお尋ねいたしますが、今のような、一カ月余り費やして、なお一体どのような状態で行なわれたのか、その犯罪の実態さへもとらえられないという状態ですが、現実には巡査そのものは死んでおる。さうして家族は主人を失つておるわけですね。ところがさういふものに対しては、一体これが連れ出された者と共謀で何らかの問題をやったのか、あるいは非常に暴力をもって連れ出したのに対して、抵抗しながら殺されたのか、さういふ判定が非常にむずかしいというところ、この死んだ巡査に対するところの援護の措置というのは、どれを一体適用していいのかという問題について非常に困るじゃないか。具体的ににはすでに家庭が、非常に県民の皆さんからはあたたかい同情があるにもかかわらず、一体これに対して、警察官としての職務上どのよう援護していいのかわからない。問題については、明快な態度が打ち出せないという今の実態なのでございまして、これに対しては一体どのようにお

取り扱いになるようなお考えですか、その点一つ。

○柏村政府委員 ああいう状態になりましたら、被害されておるということがまことに気の毒なことは事実でございますが、これに対してやはり公的な援護をするということになりますと、事態を十分に解明したあとでなければ、軽率にはできない問題だと存じます。従いまして、今、刑事局長から申し上げましたように、鋭意事態の解明に当たっておりますこととございまして、それまではやはり公的な援護という問題については、直ちにこれを実施するということとはできないということになるわけでございます。

○二宮委員 これはできるだけ早く問題を解決することをわれわれも期待をしておるわけでありまして、しかしながら、問題はなかなか困難をきわめておる捜査状況のように承っております。さうしますと、この問題については、たとえばその後一年なり未解決のまま進むという問題も考えられるわけでございますが、これは私も法文を十分読んでいないのですけれども、さういふふうな事態がずっと遅延をしていったという場合に、公的援助ができないというところになりますというところ、さういふところに対する措置はどのような措置をとるようになるわけなんです。これはおそろしく法文には明瞭になっておるだろうと思っておりますけれども、ちよっとお聞きしておきたい。

○新井政府委員 私からお答えするのにはちよっと筋違いでございますけれども、事件が事件でございまして、お答え申し上げますが、先年石川県では巡査がおびき出されまして殺された。ピストルは無事だったのですけれども、結局犯人をつかまえてみたら、ピストルほしさにやったという事例がございましたけれども、これは半年かかりまして、捜査が成功いたしました、犯人を捕縛した事例がございまして、私も、私は、一カ月たちましたけれども、全く放棄せずに、依然として熱意をもってやっておりますので、遠からず何とか解決したいという意気込みでございます。その間の公的な援助という御質問でございますけれども、これは共済組合法に基づくもの、あるいは恩給法に基づくもの、これらはさういふことと何ら関係なく支給はされるのでございます。問題は、おそろしく御指摘のものは、賞金あるいは功績賞というふうな問題だろうと思っております。私ちょうど人事課長をしております、今二宮委員の御指摘のように、かわいそうじゃないか、さういふのでありますけれども、死んだ状況がわからないままでは何ともできない、やはり死者の霊を慰める第一のこと、は、犯人を捕縛することだということ、で、大へん心を鬼にしたようなことを申しまして、半年後に状況もわかり、功績賞も贈り、賞金も贈ったという例がございまして、功績賞、賞金の問題は、おっしゃいますように、どうも状況が明らかになるまでは何ともいたしかねるのでございまして、そのほかの給与として当然受けるべきものは受けておるわけでありまして、まあ、おそろしく生活問題につきましては、署長以下心配してやっておりますものと想像をいたしておりますけれども、

第一類第二号 地方行政委員会議錄第二十四号 昭和三十七年三月二十三日

第二十四号 昭和二十七年三月二十三日

三

ては、さらに検討する余地はもうあると思ひますけれども、今のところは、原則的には拳銃を持たせるといふ方針をとっておるわけでございます。

○門司委員 今聞いていますのは、ピストルを持てているということ、さつき話しましたように、警察官の使用の範囲から言えば制限を受けておつて、実際には大して使われない。そのことのために警察官が災難にあり、殺されるというふうなことは、これは少し考へる必要があるのではないかと思つた。常時大して必要ではない、また持たなければならぬほどのものではない。しかしそれを持っていることによつて命を奪われる、あるいは傷害を受ける、そして相手方の手に渡ればそれが凶器になる。考へ方によつては警察官が持っているければ、そんなことはないのでないが、警察官も災難を受けることもなければ、凶器が凶悪犯罪人の手に渡ることもないのではないかと議論が一つ出てくると思ひます。この点は真剣に考へてもらいたいと思ひます。そして警察が威嚇の立場を捨てて、ほんとうに親しみのある警察になることのために、これは検討することが必要だと思ひます。それからもう一つの問題は、現行の警察官の持つておるピストルに二種類あると思ひます。コルトとそれからS Wといふのですか、八ミリ口径のものを持つておるはずであります、この大きい方の拳銃は人を殺すに十分な性能を持つておる。私は警察官の持つておるピストルというものは人を殺すための十分な性能を持つておるものでなくて、いいのではないか。小さい方で間に

合ひではないか。何も犯人を射殺しなければならぬというふうな大きな事件というものは、ほとんどないと思ひます。やはり警察の立場とすれば、あくまでも相手の行動力がある程度、それでこれを逮捕するといふのが、私は警察の仕事だと思ひます。これは戦争じゃないのですから、兵隊さんじゃないのですから、人を殺さなければならぬという理屈はどこにもないはずで、戦争だつて何も人を殺さなければならぬといふことはどこにもないと思ひます。相手方の戦力だけを上げばいい。そういうことから考へるならば、今の警察官の持つておる多くの拳銃につきましても、その辺も一つ警察は考へたらどうかと思ひます。そうすれば、警察官の持つておるピストルをねらうといふふうな人間も少なくなるのではないか。またこれが実際に奪われて、それが犯行をかりに犯すとしても、殺人まではいかないのでないか。どうも私自身は、警察官の持つておるピストルを見ると、何だか非常に危険があるものといふような感じがするのですが、今二通りのピストルを警察官が持つておるが、その大きい方のピストルについてはやめたらどうかと思ひます。小さい方ならそう大して目にもつきませんし、かりに持つておつたとしても、そんなに大きな威力を相手方に与えないと私は思ひます。こういう点にもしお考へがあるならお聞かせ願ひたいと思ひます。

○柏村政府委員 第一の御質問、御意見と申しますか、ねらわれることが多くてあまり使ひ機会がないのではないかと、いふことにつきましては、確かに使ひ機会は非常に少ないのでござい

すが、世間で問題になりますあるいは新聞に出ます問題は、ねらわれたとか取られたとかいふことが問題になるのでありまして、拳銃を持つておることによつて与えておる影響と申しますか、かりに拳銃を持つていなければ別な襲撃といふものが加わる場合もありましよう。そういうことで、拳銃による効用といふ問題は、使つた場合だけでなしに、やはり私はあると思ひます。あります。そういう意味から、単に拳銃がねらわれるマイナス面だけを考へていくことは、必ずしも妥当でないのではないかと、いふふうに私は考へるわけでございます。

それからまた拳銃の大型のものが適当でない、これは確かにものと軽く軽便なものがあるが、私はこれに思ひます。しかしこれは二十四年に使つたときには、実はアメリカから貸与されたもので、それが基盤になっておりました。そういうふうなことで、財政上の問題もございまして、大きいものをかなり使つておるわけでございます。大体拳銃といふものは、ほんとうに使えば人を殺し得るものでございまして、小型であるから殺人にならないといふような性質のものではないわけでございます。ただその技術の練度におきまして、これの使い方によつて人を殺す場合もあり、あるいは行動を制約するといふことでいき得る場合もあるわけでございます。必ずしも拳銃の大小によつてその効果が非常に違ふといふものではないと思ひますが、でき得れば大型のものは逐次やめていって、できるだけ小型のもの、これはそれを帯びる警察官の負担になるわけでございますし、はたの見る目もまたよくな

るわけでございますので、できるだけそういう方向に持っていきたい、こう考へておるわけでございます。

○門司委員 ピストルの話が出たからもう一言聞いておきますが、さっきの統計の話をつつと聞いてみますと、ピストルが横に流れておる、あるいは検査された数字の中でのいろいろある。しかし問題になりますのは一番大型が七、十幾つかあると言われた自家用のものですね、一体これは認可されているものかどうかといふことです。やみで持つておるのですか、どちらですか。

○木村(行)政府委員 これは現行制度以前にかつて戦時中に認可されて合法的に持つておつたものが大部分であります、しかし今日においてはやはり不法所持でありますので、違反になります。

○門司委員 そうすると、これは自分で持つておると言つても、不法所持だといふ考へ方でよろしいわけですね。ただ出所がどこから流れてきたかといふことだけであつて、不法所持であつてよろしゅうございませうね。

○木村(行)政府委員 その通りでございます。

○門司委員 それで、その場合に一番問題なのは、駐留軍から流れてきたものだと思います。これについてこの前国会に出たときも、あるいはいつと何年か前にもこういう質問をした記憶があるのですが、ことに私の住んでおる横浜などは、そういううわさがたびたび伝えられておる。駐留軍が引き揚げるときに、金にかえていく、そして何かと取りかかるといふような傾向が非常に多い。だからどんなに片一方

を取り締まろうとも、そういうところから流れてくる。従つて、これについて駐留軍関係には、何か日本の政府としては話をされたことがあるかどうか、あるいは置いていく、必ず持つて帰れ、横流しされては日本は迷惑だ、というふうなことにいつて交渉された経過があつたら一つ御報告願ひたいと思ひます。

○木村(行)政府委員 確かにそういう事情にありましたので、昭和三十三年の六月に警察庁長官から在日米軍司令官にあてまして、公文書で武器管理の厳正化と、それから不法所持の防止について厳重な申し入れをいたしました。それに応じては、在日米軍内部におきましては、いろいろな手を打つておるわけでありませう。また盗難その他ありました場合に、それが駐留軍関係から出ている場合には、そのつど関係の県警及び警察署から厳重な連絡をいたしまして、いろいろな改善方を要望いたしております。

○門司委員 もう一つピストルのことについて聞いておきますが、今のお話ですが、私は駐留軍にはもう少し厳重に交渉されて、そして駐留軍から横流しのないようにしてもらいた。あと

の問題は国内である程度私はこういう不法所持者に対してもあるいは横流れについても監視ができればと思ひますけれども、相手は常時持つておるもので、身分にある連中ですから、これはやみで流すことはしごく簡単なんですね。そして彼らは流したからといって罰則はないですね、自分の所持品である限りにおいては、軍から借りておるものなら別の話です。おそらく軍から借りておる公給品じゃないと思ひます。彼

らの所持しているものは私の品だと思
います。そういうものを流しても罰則
はない。こういうところに供給源があ
る、供給源と言つて少し言い過ぎかも
しれません。従つて、日本の規則で及
ばないところに供給源というが、穴が
あいていふところ、このあいてい
る穴をどうしても何らかの方法で押え
ないと、この法律をこさえても実効が
あがらないと思つて。従つて、そうい
う点等について、もう少し嚴重に駐
留軍等について一つ話してもいい。そ
うして常時彼らの注意を喚起して
もらいたい、そうでなければ、こんな
法律をこさえても大した効果はないと
いうふうに思つて。

それからついででありますから、も
う一つ聞いておきますが、この前この
法律が出たときに、非常に矛盾の
あった、要するに狩猟免許関係との違
いは今度は大体十八才ということに一
応これを上げて、そして調整がとられ
たのでございます。しかしこれらの問
題を万全を期していかうとするのに
は、一方においては文化財の問題が出
てくる。文化財の所持者というものが
必ずしもこれを横に流したり—これ
らの届けをしなければならぬことに
規則はできておりますけれども、ある
いはそれが凶悪犯罪などに使われな
いとも限らない。ところがこれはこの法
律の制限は受けない。文化財に指定さ
れたものは、文部省関係の法律で委員
会の承認を得れば、これは所持ができ
ることになっておる。これらのかみ合
わせというものはこの法律でどうなり
ます。たとい文化財であっても、公安委
員会にさらに届け出を要するとか—
これはむしろ届け出を要すると思

います。文化財であっても刀剣である
ことには間違いないのですから、刀剣
所持について届け出を要するのは当然
だと考へる。その辺の法的処置はどう
なっておりますか。

○木村(行)政府委員 ただいま述べ
になりましたように、確かに登録刀剣
は美術品としての価値があるというこ
とで、その価値判断のもとにおいて、
それを公証するといふような意味合い
の登録でありまして、直接的な対人
的な規制はなされておられません。し
かし、やはりその登録刀剣を用いての傷
害なり事件があり得るわけでありま
すので、従つて現在法的な建前に
おきまして、その登録刀剣がどこに
所在しているか、こういう所在の確認
をはつきりできる仕組みの現行法に
なっております。たとへば現行法の第
十七条で、登録刀剣を譲り受けた、あ
るいは相続をした、あるいは貸付を受
けた、あるいは保管の委託を受けたと
いう場合に、それを文化財保護委員会
に届け出をすることになっておりま
す。文化財保護委員会から都道府県公
安委員会に通知をしていただきまし
て、そのつど動きに応じて所在が確認
されていくことになっておるわけであ
ります。しかし、それだけでも必ずし
も十分ではありませんで、数年前よりは
登録刀剣を犯罪に悪用しているという
実態がありましたので、昭和三十三年
の法律改正で二十一条を設けまして、
その二十一一条で、第十条を準用いたし
まして、この登録刀剣を携帯、運搬す
る場合には正当の理由がなくしてはな
らないといふことで、正当の理由がない
限りは運搬あるいは携帯あるいは使用
の禁止といふことをいたしております。

て、一歩前進いたしましたわけでありま
す。それからまた、その運搬や携帯す
る場合には、登録証を必ず携帯しなけ
ればいかにという法的義務を課せられ
ております。また今回の法律改正案
で、二十四条の二といふことで、調査
権あるいは一時保管といふ規定を明確
にいたしましたわけでありまして。従いま
して、この規定にはまるような場合に
は、やはりその規制を受けまして、調
査の対象になり、あるいは一時保管の
対象になるわけでありまして。

それから、先ほどお話しになりました
た米軍への嚴重な勧告といひますが、
注意喚起といふことについては、従来
も十分いたしておりましたけれども、お
話によりましてさらに十分これは繰り
返して参りたいと思つて。

○門司委員 今のお話ですが、文化財
の問題は、五条との関係はどうなりま
す。登録されたもの、それから保管場
所はわかつておる。それはそれで私は
よろしいと思つて。また当然そうで
なければならぬと思つて。文化財で
ありますから、どこにあつてもよろし
い。片方、許可制をとつておる限りは
届け出をする義務がある。ところが五
条の方では、同居の親族その他で怪し
い者があればこれを持たせぬ、こう
いう規定があるが、文化財だけは五
条の規定から野放しにする、こういうこ
とですか。そういうことであつてはな
らないと私は思ふのだが、そういうこ
とですか。

○木村(行)政府委員 五条との関係に
おきましては、五条は御案内の通り、
許可の対象になりますところの刀剣類
につきまして、その欠格事項をうたつ
ておるわけでありまして。従いまして、

直接には登録刀剣とは関係いたしませ
ん。そういうことでございまして、た
だ現在の登録刀剣七十四万丁くらいで
ございまして、その中で犯罪に使
つたといふのが九十何丁でございま
して、比較的少のうございまして、
現在の段階においては、ただいま申し
上げたような規制で十分であらうかと
思つて。また先ほど申し上げました
ように、登録刀剣は財宝としての価値
あるいは美術品としての価値というよ
うなことで、文化的意義に重点を置
ておりますので、そういう仕組みで
ございまして。

○二宮委員 先ほどの拳銃の問題です
が、木村局長の御答弁は、昭和三十五
年度の犯罪捜査に関連して潜在して
いるものが明瞭になつた丁数でござい
ますが、私はもう少し御答弁いただき
たいのは、ガン・ブームといひますか、
ピストルに対する一般の魅力といひま
すか、そういうものの動向を知りたい
のです。三十五年といふ年度一年に
限つての御答弁では、その後一体どう
なつておるのか、もちろん民間所持者
が届出制を進めてそれで届け出まし
たところの二四％ですか二〇％、こうい
うものが順次少なくなるだろうと思
うのですけれども、そのほかの動きとし
て、先ほど門司さんから質問がありま
した駐留軍の横流しの問題あるいは密
輸入の数量、これらが大体事件に關係
があることなどですか、ほかの統計
とは違つて、あなたの方では三十六年
の十二月から十二月現在で三十三と
数といふものは一応わかるだろうと思
うのですが、三十五年だけに区切らずに
その動向としての三十六年度に関連し
た数量といふものはわかりませんか。

○小野澤説明員 手元には、実は拳銃
としての区別でないでございまして、
けれども、銃砲といふことで資料がある
わけでございます。これはやはりおも
に拳銃が中心になるものでございま
して、今のお尋ねに完全な答えになるか
どうかちよつと疑問でございまして、
でも、三十一年から銃砲によりまして
犯罪が行なわれました状況が出てお
るのでございまして。これはお手元にお配
りしてございまして資料の六十一ペー
ジをごらんいただきますと出ておりま
す。これの第三表でございまして、そ
れの銃砲の欄をごらんいただきますと、
昭和三十一年から三十二年と出てお
りまして、昭和三十一年には二百十七
件でございまして。その指数を一〇〇と
いたしまして、三十二年には二百十八
件の指数が一〇一、三十三年には二百三
十四件でございまして、指数一〇八、
三十四年には二百三十七件の指数が一
〇九、三十五年には二百四十二件の一
一二といふ指数になつてきておりまし
て、やはりふえておるといふことが申
せるのではなからうかと思つてござ
います。

○二宮委員 その資料は六十一ペー
ジで今説明のようによくわかりますが、
私のお聞きしているのは、三十五年を
分析しましたように、民間所有のもの
あるいは駐留軍から横流ししたもの
あるいは手製のものあるいは輸入した
もの、こういうような部類で三十六年
分がわかりませんかという質問なん
です。

○小野澤説明員 三十六年は、まだ犯
罪統計の完全な到達する時期でないの
でございまして、ないのでござい

けれども、三十五年から以前のもはございませう。

○二宮委員 銃砲等の犯罪に使用したものと増加率を見て参りまして、大体この状況で三十六年度も増加する状況にあるというところの見通しは、見通しとして正しいわけですね。

○小野澤説明員 ちよつと結果が出てみませんとわかりませんが、やはりこの傾向では、昭和三十一年の指数一〇〇に比べて、三十五年は一・二にふえておりますので、三十六年が急に減るというようなことはちよつと期待できないと思ひます。

○二宮委員 会計年度のように明確に五月末日に出納閉鎖をやつて三月三十一日で決算を見る、こういうふうなことでなくて、これは少なくとも犯罪に關係があつてそれに使用した銃砲という事になつてゐるのですから、これは今でなくともいいんです。今でなくともいいんですから、三十六年の状況、三十五年から三十六年に動いてゐた状況というものを一つ知りたい。それは特に門司先生が指摘されたような駐留軍の横流しは、一体どの程度ふえておるのか。一八％というものが保持されてゐるのかどうか。あるいはそれ以上に率があつてゐるのかどうか。あるいは手製のもの、密輸入のもの、そういう部類分けにしたものをできればお示しをいただきたいと思ひます。

○木村(行)政府委員 たいだいまお述べになりました資料について、できるだけ早くまとめまして提出したいと思ひます。ただ若干関連して申し上げたいことは、先ほど申し上げました駐留軍關係からの流れてきた数について三十二年、三十三年、三十四年、三十五年と三年

間の状況がわかつておりますので、申し上げたいと思ひます。三十三年は駐留軍關係で流れてきたのが九十九丁であります。これは全体の三百五十六丁のうちの一八・二％。三十四年は八十八丁でございまして、押収した丁数全体の三百三十九丁に對しまして二六・〇％。それから三十五年は七十一丁でございまして、全体の三百八十九丁に對しまして一八・〇％。従ひまして駐留軍關係から流れてきた数は逐年減つております。

先ほど門司委員から御指摘のありましたことにお答へいたしました際の内容といたしまして、警察庁長官から嚴重に文書で申し入れいたしましたのが三十二年六月でありまして、そのうらゐの効果が相当現われてゐるのじやないかと思ひます。

○二宮委員 大体駐留軍に關してはダウソンの傾向にあるという統計のようですけれども、そのうらゐと、全体数がふえて参りますし、想像いたしますと、民間に持つてゐるところの届け出数というものも、これもそうたくさんふえると思われませんか。従つてどこかにウエイトのかかつた増加の率があるのではないかと。そこにやはり犯罪捜査や今後の治安維持の問題の面で、目を向けなければならぬ問題があるのではなからうかと考へるわけなんです。従つて、先ほどお願いしました三十六年度内におけるわかりましたそれぞれの内容のパーセンテージというものを、一つ資料として御提出をいただきたいと思ひます。

潜在している数量というものは、一体どれくらいあるのだらうというあなたの方の見通しなのか。全然見當つきませんか。

○木村(行)政府委員 實際潜在いたしておりますところの民間における拳銃の持数ということについては、正直のところはつきり申し上げかねます。ただこのうらゐの状況は申せると思ひます。が、現行法の二十三条で、たとへば土蔵あるいはたんとすその他物置に置き忘れた、たまたま大掃除その他のときに発見したという場合に、それをなすべく顕在化していくという趣旨から、拾得、発見した者が届出をすることになつております。その数が昭和三十三年で拳銃が六百五十七丁、三十四年が千三百四十四丁、三十五年が七百五丁でありまして、この制度及びこの運動は十年前からやつておりますけれども、特に力を入れましたのは昭和三十三年からでありまして、従ひまして結果において三十四年が一番たくさん出て参りました。その後若干この關係における顕在化の数は減つておるもので、あるいは拳銃の實際の民間の潜在の数は減つておるのではないかと、いふうにも考へられます。

○田岡委員長 松井誠君。

○松井(誠)委員 先ほどの門司委員の御質問にも多少関連があると思ひます。すけれども、警察官が常時武器を携帯しておる。ところが國民はわが武装解除されておる。権力を持った人が武器を常時持つておつて、権力を持った國民は武装解除されておる。このうらゐの状況は考へてみれば疑問がないわけではなかつたと思ひます。資料の外國の立法令というところを拜見しますと、イ

ギリスやアメリカの立法令が書いてありますけれども、世界の中で國民に對して武装解除を要求してないといううらゐの國は一体あるのかないのか、そういうことを参考までに一つ伺ひたい。おきたいのですが、大体のことではございませうけれども、おわかりでありましたら一つ……。

○木村(行)政府委員 大体先進國といひますか、文明國は一般の民間に持たせないというところでありまして、ただアメリカの各州によつては、ごくわずかの州においては例外があるようであり

○松井(誠)委員 國民の側と對照して警察官の常時武器の携帯という点については、外國の方ではどういううらゐに……。

○木村(行)政府委員 アメリカを初め、各國が警察官がピストルを持つておる國が多いようでありまして。ただイギリスはその例外のようでありまして。

○松井(誠)委員 この法律の二十四条の問題についてもう少し実はお尋ねをいたしたいと思ひますが、二十四条の二ですけれども、この一項ないし二項に書いてある一時保管なり調査なりの條件と、それから警備法の二条の職務質問の條件とは、規定の仕方も多少違つて、いわば職務質問をし得る條件というものが、より言葉の上ではしほられておるようと思ひます。従つて一時保管や調査については、職務質問をなし得る場合よりも、もっとゆるい條件のもとになし得るといううらゐに読まれるわけなんですけれども、それでよろしうございませうか。

○木村(行)政府委員 その通りでございます。

○松井(誠)委員 それだけに、職務質問するものが非常に乱用されておるといふ現状から考へてみまして、職務質問の場合よりも要件がゆるやかになつてゐる、調査並びに一時保管、この一時保管の場合にはともかく目の前に銃砲刀剣というものが出てゐる場合でありますから、従つてそういう場合の乱用というものは、あるいはあまりないかもしれないと思ひます。しかしそういう銃砲刀剣というものが、まだ目の前に出てない、あるのかないのかわからなかつた、そういう調査という場合がやはり一番問題になり得ると思ひます。そこで、この二十四条の二の一項をなぜ設けたかという提案理由の説明によりまして、警察官の権限について、現行法では明確でないところがある、従つて、それを明確にするという意味なんだというところを申されておるわけですから、これは、具体的にどういふ点が明確でなかつたのか、今度の法律でどういふ意味で明確になつたというように考へるべきものなのか、その点を伺ひたい。

○木村政府委員 明確でなかつたものを明確にしたという理由につきまして御説明申し上げますが、大体、相手方の任意な意思によつて警察官が行動をするということにつきましては、警察法二条の警察の責務ということから、強制にわたらないことは、常識的に行ない得る範圍においてやつて差しつかえないという見解を私はもとめておるわけでございます。また、そういうことが法的解釈として妥当であらうと思ひます。それで、こゝに二十四条の二に規定いたしますような事柄は、規

定がなくてもできないことではない。
しかしどの程度のことであれば警察官が行ない得るし、また行なうべきである、警察官の権限と同時に、そういう場合にはそれよりべきであるという義務を規定するというのがこの規定の内容でございまして、またそれに対して、国民としては、この程度のこと警察官の調査を受ける場合において、それに対して受忍する義務があることを申しますか、受忍すべきであるというものが反射的に出てくる。そういうことをはっきりさせて、警察官の行なう権限の限度というものを明確にし、また国民が受けるべき、何と申しますか、受忍の限度をはっきりさせよう、こういう意味でございまして。

○松井(誠)委員 今の御答弁で、私はなおわからなくなつたのですけれども、警察官——これは議論のあるところで、任意の処分ならば、元来法律上の明文がなくてもできるのだという意見もございましてけれども、しかしそういうものは、やはり法律に具体的な根拠がなければいけないんだという意見もあるわけですね。しかし今、長官の言われたような見解をとるとすると、元来ならば、この二十四条の二というものはなくともやれるのだ、しかしこれを作ることによつて、いわば警察官の、こういう場合には進んでやらなければならぬという義務を認めるという意味もあるというお話ですけれども、まずその点について、この規定の書き方そのものからいつても、何々することができるといふことを書いてあるだけで、いわば警察官が権限としてそういうことをし得るんだというのを書いてあるだけで、職務上の義務としてこういうこと

とを行なわねばならない、そういう規定の仕方ではないわけですね。それから警察官のそういう権限の問題と対応して国民に受忍の、最初は義務と言われたいけれども、さすがに義務というわけにはいかないというところで、受忍の何と言いましたか、違ふ言葉をお使いになりましたけれども、受忍をしななければならぬ、受忍というの、忍ぶ、がまんをするということだと思ひますけれども、そういうことがこの規定から出てくるということになると、これは国民の任意に基づく職務執行だといふことは言えなくなつてくるのじゃないか、国民に受忍をしいる——しいるという言葉がこれも適當かどうかかわかりませんけれども、かりにそういうことだといふと、いわば新しく国民にそういう受忍の限度を認めるといふことになりまして、それは相対的には警察官の権限の拡大であり、従つて、單なる任意という、元来なくともやり得るのだという形の任意というものは、からはみ出るといふことをやはり前提にしていなければ、そういう長官のような御議論は出ないのではないかと申すのです。どうでしょう。

○柏村政府委員 私が受忍と申しましたのは、提出する義務があるというより意味の受忍ではないのであつて、警察官が出しなさいといふことを、けしからぬ、警察官の仕事ではないといふふりに受け取ることはいけない、こういう意味の受忍でございまして。従つて、提出するとか開示するとかいふことは任意である。今、お話しになりましたように、いろいろ学説があるといふことでございましてけれども、たとえば犯罪捜査について聞き込みをするとい

るようなことは、警察官の権限としてどこにも規定がないわけでありまして。たとえばバーに行つていろいろと聞くとかいふことも、警察官は捜査上するわけではございませんが、そういうことは何も規定はないわけでありまして。しかし、そういうことは警察官は當然しなければ犯罪捜査ができない。それから、私は警察官の義務であるといふことを申しましたが、これは官吏職務上の義務的なものであるといふことであつて、法律違反だから刑罰に処せられるというより意味ではございませぬけれども、たとえば警察法の二条にいう職務質問でも、そういう怪しい人間が通つたときに、それを見過ぐすといふことは職務怠慢でございまして。警察官としては當然そういう者には職務質問すべきであるといふことになるわけでありまして。しかし法律の形としては、することができ、こう書いておるわけでありまして。することができるといふことから、警察官としてはできるものを見過ぐしてはならないといふことが同時に出てくるわけでございます。その点はあらためて申し上げておきたいと思ひます。

民は、その警察官の権限というものを承認しなければならぬ、こういうものがなければならぬ、こういうものを否定してもいいのだというように受け取つてよろしいのですか。

○松井(誠)委員 そうしますと、逆に言ひならば、こういう規定がなければ、それは警察官の義務として認められない、あるいはまたこういう規定がなければ、国民の側では、それは警察官の権限外だといふ主張をしてもよろしいんだ、ところがこういう規定を設けることによって、初めて警察官に職務上の義務を負わせる、それに違反することは、こういうことを見過ぐすのは職務怠慢だ、そういうことになり、そしてこういう規定があつて初めて国民

は、その警察官の権限というものを承認しなければならぬ、こういうものがなければならぬ、こういうものを否定してもいいのだというように受け取つてよろしいのですか。

○松井(誠)委員 その点につきましては、私はそれは考えないのであります。規定がなくても、警察法二条の警察の責務といふことから當然警察がやつてよろしいこと、またやるべきこと、社会通念的にきまるべきものであらうと思ふのであります。従つて、この規定がなくても警察官はこういうことはやるべきである、一般の国民はそれに対してやはり受忍すべきであるといふことは、社会通念上當然であらうと思ふのであります。その社会通念上當然であるという問題を、法律によつて明確にするといふことが、やはり親切なやり方じゃないかと考へるのであります。そうすれば、よく皆さんから言われます警察官の行き過ぎとかあるいは行き足りないといふような問題も、こういう明確化することによつて、單なる部内の教養といふことになし、一般の人々もまたそういう気持ちになるといふことで、法律といふものはそういう効果をねらうといふことも一つあるのではないかと考へるのであります。

○松井(誠)委員 そうしますと社会通念上いふは明確であるけれども、法律の規定の上では明確ではない、従つてこれを明文化する必要があるのだといふ意味なのか、あるいはもつと考へれば、長官自身としては明確なんだけれども、必ずしもそれが世間一般に明確とは言えない、だからこれを明確にする

ののだといふようにとるべきものなのか、どつちなんですか。

○松井(誠)委員 私が最初お尋ねしたのは、二十四条の二の一項についてであつたわけでありましてけれども、今の議論は二項についても全く同じような形で適用して差しつかえございませんか。

○松井(誠)委員 二項については私は違ふと思ひます。といふことは、財産的価値を持つてゐるものの占有を移すといふような問題については、やはり明確な規定がなければ行ない得ないと思ひます。この子供は、こういうものを持つております、親が何ば言つても聞いてくれませんから、どうぞ警察で保管して下さいと言つて親から頼まれる場合はともかくといたしまして、ほんとうの純粹な任意と申しますか、そういうようなものにおいて警察が保管することが不當であるといふふうには考へませぬけれども、説得して保管する

ののだといふようにとるべきものなのか、どつちなんですか。

というよりなことに、やはり明確な規定が必要であらうと思ひます。

○松井(誠)委員 この前の国会で出された提案理由説明では、この第二項については何か警察官に新たな権限を与えるかのような文句があったわけですが、「危害を未然に防止するための権限を警察官に与えようとするものである」というように書いてあります。わけですけれども、今度の提案の理由にはその点がわざわざ変えられておりまして、「危害の発生をできる限り事前に防止する措置を講じようとするものである」というように、一項と二項との違いがあるのかないのかはつきりしない形に改められておる。これは今、長官の言われたような具体的な考え方からいって、むしろ前国会の提案理由の方がまだしもはつきりしておったと思うのですが、これはどういうわけであらうか、変更されたのか。

○柏村政府委員 提案理由は、趣旨において前回と全く変えたつもりはございません。私はこの前も、第一項については明確にする、第二項については新たにそういう権限を付与するという趣旨で答弁もいたしております。今度の提案理由説明におきまして、別に意識的にそれをこまかくとかなんとかいう考えは持っておりませんが、その点は一項と二項についての考え方は前回と全く変わりございません。

○松井(誠)委員 これは具体的にどうなすが執筆をされたのか知りませんが、少なくとも第一項の提案理由とは前回と全く同じです。全文を私比べて

みたわけではもちろんございませぬが、ほとんど前回と一変変わった改正点はある別でございませぬ。ほかは大體同じであります。ところがこの点については権限という言葉を意識的に避けて、そうかといつて明確にするのが目的だといふように必ずしも書いてない。きわめてあいまいな表現をとつておるわけでありませぬ。これはやはり何か具体的な考えがないと、このようにならぬだらうと思ひますけれども、長官の御答弁、御意見とは別に、この提案理由の説明そのものからは、今度の場合、ことに一項と二項との違いといふものは、警察官の権限が具体的に変わるか変わらないのかという点については、きわめてはつきりしない形になっておることは間違いないと思ひます。これはどういふ経緯でそういうことになったのか、再度お伺ひしたいと思ひます。

○柏村政府委員 この点は先ほど申し上げましたように、前回と全く考え方は同じでございまして、前回には「それを提出させて一時保管することができるとし、危害を未然に防止するための権限を警察官に与えようとするものであります」といふところを、「警察官は、それを提出させて一時保管することができるとし、これらの危険な物件による人身に対する危害の発生をできる限り事前に防止する措置を講じようとするものであります」といふふうに、どつちかといふと、少し親切に申しますか、事を分けて書いたといふだけでございまして、何ら他意はないわけであらうと思ひます。その点は御了承を願ひたいと思ひます。

○松井(誠)委員 その点はまたあとでお伺ひすることにしまして、この二十四条の二を設けた趣旨は、たとえ第一項については、常識的にわかつておるものを明確にするのだといふだけではないで、この任意による処分といふものが、文字通り任意ではなくて、いわば常識的に明確であるという程度の任意ではなくて、こへ書くことによつてそれが明確になるということではなくて、むしろその任意から強制の方へ移つていく、つまり任意という建前だけども強制に近寄つていく、そういうことを意図したのではないのか。そういうことを考えなければ、どうも先ほど来の答弁からでもそうなんですけれども、一体なぜ二十四条の二が必要なのかという存在理由がわからない。そこでこの警察の処分については、いわば任意と強制の中間の性質を持つておるのだといふような議論もあるようであります。あるいは警察当局が何かそういうものを理論的にとらへて、それでどういふ規定を設けることによつて、いわば常識的に明確になつておる任意といふものから一步を進めた形でこへ出してくる、そういう意味では、警官に新たな権限を与えろといふといふといふ考え方がむしろおありじゃないかといふことを考えるものですから、お聞きをしておるわけなんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

○柏村政府委員 この第一項、第二項はあくまでも任意でございまして、きわめて明確なものを法文ではつきりさせるというところ、そこまでは言っていない。あるものには明確であり、また当然そう考へるべきことであるけれども、必ずしも明確でないといふものを明確にするといふのがこの規定の趣意でございませぬ。たとえばこれは事例をあげてはたして適切かどうかわかりませんが、横浜で怪しい者を見つけて、そして自動車に乗せて、任意出頭ですか、同行を求める。同行を求めるといふ規定があるから車に乗せて同行させた。しかしその荷物の取り調べをするというよりなことを怠つておつて、拳銃が発射されたといふ事案がございまして。そういうようなときに怪しいと思へば、やはり持ち物についても注意するといふようなことは、警察官として当然しなければいかぬ。ここに規定されているような場合において警察官がこれを見逃すといふよりなことは、むしろ国民に対しての責任回避だらうと私は思ふのです。そういうものについて、警察官としては当然責務を尽すべきである。そういうことを法律に明確にするといふことは非常にいいことではないか。ただしそれに応ずるか応じないかといふことは任意だ、従つて任意と強制の間であるといふよりな、人によつてそういう説をなす者もありませぬけれども、任意と強制の間なんという問題ではなくて、強制なら徹底的に強制できるものであるし、任意であればやはりあくまでも相手の意思に従わなければならぬといふことであらう。私は任意と強制の中間的なものといふよりな考え方をとつてこの規定を作つておるわけではないのの

も、必ずしも明確でないといふものを明確にするといふのがこの規定の趣意でございませぬ。たとえばこれは事例をあげてはたして適切かどうかわかりませんが、横浜で怪しい者を見つけて、そして自動車に乗せて、任意出頭ですか、同行を求める。同行を求めるといふ規定があるから車に乗せて同行させた。しかしその荷物の取り調べをするというよりなことを怠つておつて、拳銃が発射されたといふ事案がございまして。そういうようなときに怪しいと思へば、やはり持ち物についても注意するといふようなことは、警察官として当然しなければいかぬ。ここに規定されているような場合において警察官がこれを見逃すといふよりなことは、むしろ国民に対しての責任回避だらうと私は思ふのです。そういうものについて、警察官としては当然責務を尽すべきである。そういうことを法律に明確にするといふことは非常にいいことではないか。ただしそれに応ずるか応じないかといふことは任意だ、従つて任意と強制の間であるといふよりな、人によつてそういう説をなす者もありませぬけれども、任意と強制の間なんという問題ではなくて、強制なら徹底的に強制できるものであるし、任意であればやはりあくまでも相手の意思に従わなければならぬといふことであらう。私は任意と強制の中間的なものといふよりな考え方をとつてこの規定を作つておるわけではないのの

○松井(誠)委員 その第一項、第二項はあくまでも任意でございまして、きわめて明確なものを法文ではつきりさせるというところ、そこまでは言っていない。あるものには明確であり、また当然そう考へるべきことであるけれども、必ずしも明確でないといふものを明確にするといふのがこの規定の趣意でございませぬ。たとえばこれは事例をあげてはたして適切かどうかわかりませんが、横浜で怪しい者を見つけて、そして自動車に乗せて、任意出頭ですか、同行を求める。同行を求めるといふ規定があるから車に乗せて同行させた。しかしその荷物の取り調べをするというよりなことを怠つておつて、拳銃が発射されたといふ事案がございまして。そういうようなときに怪しいと思へば、やはり持ち物についても注意するといふようなことは、警察官として当然しなければいかぬ。ここに規定されているような場合において警察官がこれを見逃すといふよりなことは、むしろ国民に対しての責任回避だらうと私は思ふのです。そういうものについて、警察官としては当然責務を尽すべきである。そういうことを法律に明確にするといふことは非常にいいことではないか。ただしそれに応ずるか応じないかといふことは任意だ、従つて任意と強制の間であるといふよりな、人によつてそういう説をなす者もありませぬけれども、任意と強制の間なんという問題ではなくて、強制なら徹底的に強制できるものであるし、任意であればやはりあくまでも相手の意思に従わなければならぬといふことであらう。私は任意と強制の中間的なものといふよりな考え方をとつてこの規定を作つておるわけではないのの

○松井(誠)委員 その第一項、第二項はあくまでも任意でございまして、きわめて明確なものを法文ではつきりさせるというところ、そこまでは言っていない。あるものには明確であり、また当然そう考へるべきことであるけれども、必ずしも明確でないといふものを明確にするといふのがこの規定の趣意でございませぬ。たとえばこれは事例をあげてはたして適切かどうかわかりませんが、横浜で怪しい者を見つけて、そして自動車に乗せて、任意出頭ですか、同行を求める。同行を求めるといふ規定があるから車に乗せて同行させた。しかしその荷物の取り調べをするというよりなことを怠つておつて、拳銃が発射されたといふ事案がございまして。そういうようなときに怪しいと思へば、やはり持ち物についても注意するといふようなことは、警察官として当然しなければいかぬ。ここに規定されているような場合において警察官がこれを見逃すといふよりなことは、むしろ国民に対しての責任回避だらうと私は思ふのです。そういうものについて、警察官としては当然責務を尽すべきである。そういうことを法律に明確にするといふことは非常にいいことではないか。ただしそれに応ずるか応じないかといふことは任意だ、従つて任意と強制の間であるといふよりな、人によつてそういう説をなす者もありませぬけれども、任意と強制の間なんという問題ではなくて、強制なら徹底的に強制できるものであるし、任意であればやはりあくまでも相手の意思に従わなければならぬといふことであらう。私は任意と強制の中間的なものといふよりな考え方をとつてこの規定を作つておるわけではないのの

○松井(誠)委員 その第一項、第二項はあくまでも任意でございまして、きわめて明確なものを法文ではつきりさせるというところ、そこまでは言っていない。あるものには明確であり、また当然そう考へるべきことであるけれども、必ずしも明確でないといふものを明確にするといふのがこの規定の趣意でございませぬ。たとえばこれは事例をあげてはたして適切かどうかわかりませんが、横浜で怪しい者を見つけて、そして自動車に乗せて、任意出頭ですか、同行を求める。同行を求めるといふ規定があるから車に乗せて同行させた。しかしその荷物の取り調べをするというよりなことを怠つておつて、拳銃が発射されたといふ事案がございまして。そういうようなときに怪しいと思へば、やはり持ち物についても注意するといふようなことは、警察官として当然しなければいかぬ。ここに規定されているような場合において警察官がこれを見逃すといふよりなことは、むしろ国民に対しての責任回避だらうと私は思ふのです。そういうものについて、警察官としては当然責務を尽すべきである。そういうことを法律に明確にするといふことは非常にいいことではないか。ただしそれに応ずるか応じないかといふことは任意だ、従つて任意と強制の間であるといふよりな、人によつてそういう説をなす者もありませぬけれども、任意と強制の間なんという問題ではなくて、強制なら徹底的に強制できるものであるし、任意であればやはりあくまでも相手の意思に従わなければならぬといふことであらう。私は任意と強制の中間的なものといふよりな考え方をとつてこの規定を作つておるわけではないのの

○松井(誠)委員 その第一項、第二項はあくまでも任意でございまして、きわめて明確なものを法文ではつきりさせるというところ、そこまでは言っていない。あるものには明確であり、また当然そう考へるべきことであるけれども、必ずしも明確でないといふものを明確にするといふのがこの規定の趣意でございませぬ。たとえばこれは事例をあげてはたして適切かどうかわかりませんが、横浜で怪しい者を見つけて、そして自動車に乗せて、任意出頭ですか、同行を求める。同行を求めるといふ規定があるから車に乗せて同行させた。しかしその荷物の取り調べをするというよりなことを怠つておつて、拳銃が発射されたといふ事案がございまして。そういうようなときに怪しいと思へば、やはり持ち物についても注意するといふようなことは、警察官として当然しなければいかぬ。ここに規定されているような場合において警察官がこれを見逃すといふよりなことは、むしろ国民に対しての責任回避だらうと私は思ふのです。そういうものについて、警察官としては当然責務を尽すべきである。そういうことを法律に明確にするといふことは非常にいいことではないか。ただしそれに応ずるか応じないかといふことは任意だ、従つて任意と強制の間であるといふよりな、人によつてそういう説をなす者もありませぬけれども、任意と強制の間なんという問題ではなくて、強制なら徹底的に強制できるものであるし、任意であればやはりあくまでも相手の意思に従わなければならぬといふことであらう。私は任意と強制の中間的なものといふよりな考え方をとつてこの規定を作つておるわけではないのの

○松井(誠)委員 その第一項、第二項はあくまでも任意でございまして、きわめて明確なものを法文ではつきりさせるというところ、そこまでは言っていない。あるものには明確であり、また当然そう考へるべきことであるけれども、必ずしも明確でないといふものを明確にするといふのがこの規定の趣意でございませぬ。たとえばこれは事例をあげてはたして適切かどうかわかりませんが、横浜で怪しい者を見つけて、そして自動車に乗せて、任意出頭ですか、同行を求める。同行を求めるといふ規定があるから車に乗せて同行させた。しかしその荷物の取り調べをするというよりなことを怠つておつて、拳銃が発射されたといふ事案がございまして。そういうようなときに怪しいと思へば、やはり持ち物についても注意するといふようなことは、警察官として当然しなければいかぬ。ここに規定されているような場合において警察官がこれを見逃すといふよりなことは、むしろ国民に対しての責任回避だらうと私は思ふのです。そういうものについて、警察官としては当然責務を尽すべきである。そういうことを法律に明確にするといふことは非常にいいことではないか。ただしそれに応ずるか応じないかといふことは任意だ、従つて任意と強制の間であるといふよりな、人によつてそういう説をなす者もありませぬけれども、任意と強制の間なんという問題ではなくて、強制なら徹底的に強制できるものであるし、任意であればやはりあくまでも相手の意思に従わなければならぬといふことであらう。私は任意と強制の中間的なものといふよりな考え方をとつてこの規定を作つておるわけではないのの

○松井(誠)委員 その第一項、第二項はあくまでも任意でございまして、きわめて明確なものを法文ではつきりさせるというところ、そこまでは言っていない。あるものには明確であり、また当然そう考へるべきことであるけれども、必ずしも明確でないといふものを明確にするといふのがこの規定の趣意でございませぬ。たとえばこれは事例をあげてはたして適切かどうかわかりませんが、横浜で怪しい者を見つけて、そして自動車に乗せて、任意出頭ですか、同行を求める。同行を求めるといふ規定があるから車に乗せて同行させた。しかしその荷物の取り調べをするというよりなことを怠つておつて、拳銃が発射されたといふ事案がございまして。そういうようなときに怪しいと思へば、やはり持ち物についても注意するといふようなことは、警察官として当然しなければいかぬ。ここに規定されているような場合において警察官がこれを見逃すといふよりなことは、むしろ国民に対しての責任回避だらうと私は思ふのです。そういうものについて、警察官としては当然責務を尽すべきである。そういうことを法律に明確にするといふことは非常にいいことではないか。ただしそれに応ずるか応じないかといふことは任意だ、従つて任意と強制の間であるといふよりな、人によつてそういう説をなす者もありませぬけれども、任意と強制の間なんという問題ではなくて、強制なら徹底的に強制できるものであるし、任意であればやはりあくまでも相手の意思に従わなければならぬといふことであらう。私は任意と強制の中間的なものといふよりな考え方をとつてこの規定を作つておるわけではないのの

○松井(誠)委員 その第一項、第二項はあくまでも任意でございまして、きわめて明確なものを法文ではつきりさせるというところ、そこまでは言っていない。あるものには明確であり、また当然そう考へるべきことであるけれども、必ずしも明確でないといふものを明確にするといふのがこの規定の趣意でございませぬ。たとえばこれは事例をあげてはたして適切かどうかわかりませんが、横浜で怪しい者を見つけて、そして自動車に乗せて、任意出頭ですか、同行を求める。同行を求めるといふ規定があるから車に乗せて同行させた。しかしその荷物の取り調べをするというよりなことを怠つておつて、拳銃が発射されたといふ事案がございまして。そういうようなときに怪しいと思へば、やはり持ち物についても注意するといふようなことは、警察官として当然しなければいかぬ。ここに規定されているような場合において警察官がこれを見逃すといふよりなことは、むしろ国民に対しての責任回避だらうと私は思ふのです。そういうものについて、警察官としては当然責務を尽すべきである。そういうことを法律に明確にするといふことは非常にいいことではないか。ただしそれに応ずるか応じないかといふことは任意だ、従つて任意と強制の間であるといふよりな、人によつてそういう説をなす者もありませぬけれども、任意と強制の間なんという問題ではなくて、強制なら徹底的に強制できるものであるし、任意であればやはりあくまでも相手の意思に従わなければならぬといふことであらう。私は任意と強制の中間的なものといふよりな考え方をとつてこの規定を作つておるわけではないのの

○松井(誠)委員 事実はさうでございませぬが、国民の中にはそういうこと、今のままでありますればどこにそういう規定があるか、その規定がなければ警察官は何ら行動できないという見解に立つ者からいたしまして、反撃する余地があつたものが反撃できないといふことにならうかと思ひます。

○松井(誠)委員 その文字通り任意といふこと自体が実は非常に問題で、職務質問の場合に、これも文字通り任意だといふ建前になつておると思ひますけれども、しかしそれこそ百メートルも追いかけていつてつかまえて質問をするといふことも、いわば任意による職務質問だといふようになりませぬ。これは任意と強制の中間といふことよりも、まさに強制そのものだと言わなければならぬと思ひます。しかし今のようなお答で、あくまでもこれが任意だといふことになつて、そして国民にそういう任意以上のものを求めないんだという御意向であるならば、これはこれからの運用の問題でございませぬけれども、しかし先ほどのお話のようにこの第二項については、これは新たな権限を付与するものであるといふお話なんです、提案理由から必ずしもはつきりいたしませんけれども、なぜこれが新たな権限を付与するののか。これは国民が喜んで、文字通りいわばこれこそ任意でやる場合にはこういうものは要らないけれど

○松井(誠)委員 その第一項、第二項はあくまでも任意でございまして、きわめて明確なものを法文ではつきりさせるというところ、そこまでは言っていない。あるものには明確であり、また当然そう考へるべきことであるけれども、必ずしも明確でないといふものを明確にするといふのがこの規定の趣意でございませぬ。たとえばこれは事例をあげてはたして適切かどうかわかりませんが、横浜で怪しい者を見つけて、そして自動車に乗せて、任意出頭ですか、同行を求める。同行を求めるといふ規定があるから車に乗せて同行させた。しかしその荷物の取り調べをするというよりなことを怠つておつて、拳銃が発射されたといふ事案がございまして。そういうようなときに怪しいと思へば、やはり持ち物についても注意するといふようなことは、警察官として当然しなければいかぬ。ここに規定されているような場合において警察官がこれを見逃すといふよりなことは、むしろ国民に対しての責任回避だらうと私は思ふのです。そういうものについて、警察官としては当然責務を尽すべきである。そういうことを法律に明確にするといふことは非常にいいことではないか。ただしそれに応ずるか応じないかといふことは任意だ、従つて任意と強制の間であるといふよりな、人によつてそういう説をなす者もありませぬけれども、任意と強制の間なんという問題ではなくて、強制なら徹底的に強制できるものであるし、任意であればやはりあくまでも相手の意思に従わなければならぬといふことであらう。私は任意と強制の中間的なものといふよりな考え方をとつてこの規定を作つておるわけではないのの

○松井(誠)委員 その第一項、第二項はあくまでも任意でございまして、きわめて明確なものを法文ではつきりさせるというところ、そこまでは言っていない。あるものには明確であり、また当然そう考へるべきことであるけれども、必ずしも明確でないといふものを明確にするといふのがこの規定の趣意でございませぬ。たとえばこれは事例をあげてはたして適切かどうかわかりませんが、横浜で怪しい者を見つけて、そして自動車に乗せて、任意出頭ですか、同行を求める。同行を求めるといふ規定があるから車に乗せて同行させた。しかしその荷物の取り調べをするというよりなことを怠つておつて、拳銃が発射されたといふ事案がございまして。そういうようなときに怪しいと思へば、やはり持ち物についても注意するといふようなことは、警察官として当然しなければいかぬ。ここに規定されているような場合において警察官がこれを見逃すといふよりなことは、むしろ国民に対しての責任回避だらうと私は思ふのです。そういうものについて、警察官としては当然責務を尽すべきである。そういうことを法律に明確にするといふことは非常にいいことではないか。ただしそれに応ずるか応じないかといふことは任意だ、従つて任意と強制の間であるといふよりな、人によつてそういう説をなす者もありませぬけれども、任意と強制の間なんという問題ではなくて、強制なら徹底的に強制できるものであるし、任意であればやはりあくまでも相手の意思に従わなければならぬといふことであらう。私は任意と強制の中間的なものといふよりな考え方をとつてこの規定を作つておるわけではないのの

したけれども、これは提出というものの
に対する物理的強制、提出させるという
ことも実は任意であるべきはずなん
ですけれども、まさに提出させるとい
うことについて物理的な強制を加え
た、ところが裁判所はそれでよろしい
のだという事になった。そうすると
先ほどの長官のお話しになったよう
に、開示させるということは任意なん
だから、開示させるということそのも
のに物理的な強制を加えてはいけない
という議論でいきますと、提示をさせ
るということも任意なんだから、従っ
て提示させるということ自体に物理的
な強制を加えて、まあ待てよという
とめることはできない。長官が最高裁
判所の判事だったら、やはり職務質
問、そういう職務の執行は公務の執行
ではないのだという御判断になろうか
と思いますか、どうですか。

○柏村政府委員 その停止させるとい
うことは動いておるものをとめるとい
うことですから、能動をやめさせる
という事ですから、そこに若干手がか
かる。しかし今度の提示させ、開示さ
せるというのは、動いていないものを
動かせることです。これはやはり
度合いは違うというふうに私は考
えております。

○松井(誠)委員 御問答みたいになり
ましたらこの点は一応終わりにし
たいと思っております。もう一つ二
十四条の二でちょっと疑問になります
は、きのうもちょっとお尋ねをしま
したけれども、二十四条の二の七項の返還
をしないという処分、この性格がど
うも私はよくわからないのですが、と
もかく最初は任意に提示させて一時保
管をした、一時保管をしたところがそ

の提出者が不法の所持者であるとい
うことがわかる。もう返還をしないとい
うことにすると、返還をしないとい
うことと、自分が別問題に問題にな
るというので、返還をしないとい
うという意思決定というものを一体
いつ行なわれるのかということがあ
る。一時保管というものがこうい
う行政力を持った処分について、一
変わっていき、こういふ不明確な
でいいのかどうかという点、これはど
うなんですか。

○木村(行)政府委員 これは相手が不
法所持になるという場合に返還し得な
いのであります。不法所持という
事柄がはつきりするところの場合な
らばいつでもできるわけでありま
す。

○松井(誠)委員 理屈はそうですけれ
ども、しかし不法所持だということ
を認定して返還をしないというこ
う意思決定が要るわけだと思
う。そうでなくて、不法所持だとい
うことがわかって、自動的に返還を
しないという処分をしないというこ
とに、特別の処分をしないという
どうか、あるいは本人の方から返還
をしないという言明、いやお前には
返還をしないのだという、そこで初
めて返還をしないという具体的
処分をしないという処分をしない
のかどうか、これは行政処分にも
関係するのです。つまりそういう
返還をしないという処分が行な
われるのか、あるいはそういう
返還をしないという処分はなくて、自
動的にそういうように移行する
のか、その点どうもはつきりし
ないと思うのです。

○小野澤説明員 これは普通の他の行
政処分と同じように、やはり警察署長
がそういうものの性質を確認いたしま

して、そしてその意思に基づきまして
相手にその旨を言い、意思を到達させ
る、相手が受け取ったときにこの効果
を発生するといふふうに考
えております。

○松井(誠)委員 そうしますと、お前
のは不法所持だから、もう返還しない
のだぞということ、文書が世間で
やらないかと思うのですけれども、何
か具体的なお考えはございますか。

○小野澤説明員 これは当然文書で、
はつきり相手に交付いたします。

○松井(誠)委員 この際ちょっとつ
いでお聞きしておきたいのですが、
この返還という言葉について、この
国会に提案された法律案では、十
一条の問題でそれけれども、これは立
法上の用語の問題でよくわからない
のでお聞きをしたいと思います。十
一条の四項に「現行法では「返還す
ることができる」と書いてある。こ
の改正案では、やはりその点は「返
還することができる」という同じ文
句であったわけですが、今度は
十一條の五項で「返還するもの」と
する。「返還しなければならぬ」と
いうのと「返還することができる」と
いうのと三通りあるわけですが、「返
還することができる」というのは、事
実上は警察に返還の義務を負わせる
ということになるのかどうか。従
って、「返還しなければならぬ」とい
うのと「返還することができる」とい
うのとは、あるいは「返還す
るものとする」というのは、具体的
にはどういふ意味なのか、お教えを
願いたいと思ひます。

○小野澤説明員 「返還すること」がで
きる。」といふのは、それを返
してもかまわぬという場合には返して
もいいのだということでございます。す
けれども、「返還するものとする」とい
うことになりました。もうそういう情
況酌量の余地なく返さなければならぬ
ということでございます。

○松井(誠)委員 そうしますと、今
度の提案で、現行法の十一條の四項が
「返還することができる」と書いて
あって、従って返還をするという
は任意であったのが、いよいよ今度は
返還することが義務づけられたのだ
という御答弁であつたけれども、こ
の同じ改正案の十一條の八項には「返
還しなければならぬ」といふ表現
の仕方をしてあるのですが、同じ現
行法の十一條の七項にも「返還しな
ければならぬ」と書いてある。「返
還しなければならぬ」と「返還す
るものとする」といふのはどうい
う違いがあるのか、お答えを願
いたい。

○小野澤説明員 これまでの実際の運
用が、旧法のように「返還すること
ができる」ということになしに、も
う「返還するものとする」とい
うこととさせていただきます。この
方がやはり国民のためになるの
ではないかという点で、このように
変えたわけでございます。

○松井(誠)委員 私がお尋ねするの
は、「返還しなければならぬ」とい
うのと「返還することができる」と
いうのと違ひがあるのかないかとい
うことです。具体的に言いますと、返
還を求めた場合に返還しなかつた
ならば、それは違法になるのか
ないのか。「返還するものとする」とい
うのは、

は、「返還しなければならぬ」とい
うのと義務の度合いにおいて同じ
ものならば、なぜこう違ひ表現の
仕方をするのか、わからぬので
すけれども、その
点はどうですか。

○木村(行)政府委員 実体的には同
じでございます。その点に変わり
はないと思ひます。

○松井(誠)委員 変わりがなければ
なぜ同じに書いてくれないのか。こ
れはいろいろ御都合でいろいろ
のか、たとえば返還を請求しよう
とする者にとつては、「返還しな
ければならぬ」と書いてあるなら
ばきわめて簡単明瞭です。「返還
するものとする」といふ書き方
では必ずしもはつきりしない。
同じものならばなぜこうい
う言い回し方をするのか。これは
立法上の慣例ですか。

○小野澤説明員 これは実は最近の立
法例が、こういふ返すとか返さな
いとかいうことを情状酌量しな
い、もう事実がそのようになつて
おれば返すものだといふことが立
法例であるといふことで、非常
に怪しい意味で直したわけ
でございます。

○松井(誠)委員 「返還しなければ
ならぬ」と書いてあるのは、返還
の請求がなくても返還をしなければ
ならぬ、「返還するものとする」とい
うのは、何か返還請求がなければ
ならない、という実質的の
取り扱ひ上の差異というものはあ
るのか、その辺はどうですか。

○町田説明員 お答えいたします。第
五項の場合は、許可を取り消された
者以外の第三者が譲り受けたり、あ
るいは贈与を受けたりいたしました者

—

ら、従つて殺傷力が少ない。だから犯罪が少ないということはおっしゃつてもわかるのですが、切り出しナイフなどは七センチ以下のものであつても実は固定されておるのでしょうか。これはかなり力を持つていますね。あふないですね。それを七センチから上を規制する、以下は自由だということ、そういうことは、何かあなたの方の考え方に疎漏な点がありはしないかと思うのですが、いかがですか。

○小野澤説明員 私どもはできるだけ太田先生おっしゃる通りに、業者に対する圧迫を少なくしようということがやはり眼目でございます。今の肥後守と切り出しナイフを比べると、肥後守はおっしゃる通り曲がるものでございまして、突けば折れ曲がる、切り出しはあいくちのように曲がらない、そこでこれはやはり差があるのだらうと思ひまして、肥後守の方は刃体の長さが八センチ以下でなくちゃならぬ、しかし切り出しは八センチ以下じゃ足りないの、七センチ以下でなければならぬ。そこで一センチの違いがどれだけ出てくるかということになりますと、これは少しむずかしいの、ございまして、切り出しも、大体七センチ以下の切り出しというのは、ほんとうに日常鉛筆を削ることに使つておりました、割合に先が短かいというふうなことから、大体折れ曲がる、折れ曲がらないということと比べて、一センチくらいは厳重さを、シビアに切り出しに考えたら、大体がほとんどにいくのじゃなからうかというふうなことで、したわけでございます。

○太田委員 それは業者保護とおつ

しやるけれども、この法案については推蔽が不足しておると思うのです。きょうは政令の内容が明らかになつておりませんから、前の御説明になつた政令の内容と同じものかと思つてお尋ねしているわけですが、大体同じように聞きますが、切り出しナイフなどはそういう業者保護だと言ひながら、登山刀なんというのは非常に制限したのでしょ。登山刀は登山以外に携帯してはならないことになつていすね。従つてその登山刀の製造はどうなつたのですか。

○小野澤説明員 登山刀は元来、これまでも肥後守とか切り出しナイフと比べて、作られる量も少なくなつてございまして、また非常に使われる用途も限定されておりました。そういうことで、かつまた切り出しナイフとか肥後守に比べて、登山刀というのはやはり長いものが多くございまして、いわゆるあいくち類似のものにこれまで入つてきておつたというふうなこともございまして、そういうふうな登山刀につきましては業者と与える影響も割に少ない、それからまた登山刀は非常に危険であるというふうなことから、肥後守とか切り出しナイフに比べて、シビアに考えておるわけでありす。

○太田委員 登山刀が危険なら、さしみぼうちようはどうなんですか。

○小野澤説明員 さしみぼうちようは、当然業務その他正当な理由がなければ持ち歩けないということ、これは登山ナイフあるいはそれ以上に危険なものとして扱つておるわけでございます。

○太田委員 危険なものとして扱つておると言つても、この前の政令その他御

説明によりまして、必要あるという場合に持ち歩くことについては、業者から差しつかえないこと、それから幾ら買つても家庭に置いておく分には差しつかえないこと、そういう料理店の板場に置いておくのは差しつかえないということだつた。だから目の前に幾らでもあるわけなん、しかも百貨店、刃物屋さんなどから買つて帰る分については、それを規制の対象にしないとおっしゃつたから、いわゆる包み紙に包んであればいいということになる。そういうことでしょ。だからあなたの方の今度取り締まろうとするところ、実はその辺に大きな盲点があるわけ、何を持つていたつていいということになつてしまふのではないか。登山刀だつて、今、百貨店から買つてきましてと言つたら、それでいいということだ。そうすると、そこでこの目的をあげようとする、さしみぼうちようとか何かが、その方面に力点を置きまして、君の拳動が怪しいというだけのこと、とやかくできないでしよから、ずいぶん突つ込んだ捜査をし、取り調べをしなければならぬことになるのでしょね。どうなんですか。百鬼夜行、自由に通るときに、あなたはその中で、これだけは危険だということがわかりますか。

○小野澤説明員 これはちよつと説明申し上げ方が足りなかつたと思うの、ございまして、大体登山刀とかあるいはさしみぼうちようとか、出刃ぼうちようというふうなもの、それから肥後守も、いわゆる刃体の長さが八センチをこえておるものは、全部やはり一応危険なものでございまして、

そういうものも、これは業務その他正当な理由がある場合は格別、そういう正当な理由がない場合に持ち歩くというところは、これはいけないということ、早く言ひましたら、登山刀も肥後守もあるいは切り出しも、あらゆる刃物というものは、一応これは持ち歩く場合に、業務とかあるいはその他正当な理由があるのかどうかということ、問懸されるわけでございますけれども、そのうちで、その前に今の政令で定めた刃体六センチ以下の刃物というものは、これはもうその形とかあるいは厚みとか形状に關係なく、無条件に、そういうこまかな刃物を持ち歩くことと自体、これは日常生活に非常に使われるものでございまして、そういうことと自体がおかしいではないかということ、この原則を刃体六センチ以下の刃物はオミットする、フリーパスだ。

それと同じような性質の、刃体の長さが八センチ以下の肥後守あるいは刃体の長さ七センチ以下の切り出しも、そういう何で持つて歩くかということも問懸しないで通してやるというのがこの關係法でございます。

○太田委員 私はさる法だと思つておるのです。このさる法だと思つておるやつを、さる法でなしに運用しようとするの無理が生ずるという点を心配しておるだけなんです。さる法だという理由は、たとへばはさみなどは相当変形のはさみがたくさんありますね。そのはさみの中には、まるで昔のあいくちのような、よろい通しのようなものもあるのです。自動車運転手さんたちはタイヤの修繕をするために、相当によく切れる刃渡りの長いやつを持たなければいかぬわけ、しょ

○木村(行)政府委員 御指摘のように規制の仕方はいろいろあるわけでありまして、たとへばあいくちとか飛び出しナイフというふうなものは、所持の全般の禁止ということでは一番いいわけでありすけれども、ただ日常

○木村(行)政府委員 御指摘のように規制の仕方はいろいろあるわけでありまして、たとへばあいくちとか飛び出しナイフというふうなものは、所持の全般の禁止ということでは一番いいわけでありすけれども、ただ日常

○木村(行)政府委員 御指摘のように規制の仕方はいろいろあるわけでありまして、たとへばあいくちとか飛び出しナイフというふうなものは、所持の全般の禁止ということでは一番いいわけでありすけれども、ただ日常

に使われる社会的効用の多いようなナイフとかあるいはその他の刃物につきましては、その面とのかね合いを考えまして、やはり何とか妥結を考えさせると、一応の社会的効用を圧殺することになりますので、そのかね合いを考えますと、当然一般的な所持禁止でなくとも、携帯する場合に禁止する。しかもそれは不当な、悪用される目的で携帯するといふような場合を制限すればいいのでありまして、正当な社会的な必要に基づいて持ち歩く、あるいは携帯するといふことは、やはり当然認めなければならぬと思ひます。また今御質問の刃物を持たない運動といふことについては、やはり所持の規制をいろいろ改善しまして、所持の面における規制の効果をあげていきますけれども、それと同時に刃物の程度や見合つた意味において刃物を持たない運動といふことも継続していく必要があると思ひます。

○木村(行)政府委員 前にもお答えをいたしましたように通産省その他と連絡いたしまして、特に一番影響のありました飛び出しナイフの五・五センチ

以下の問題につきまして、融資のあつせん、融資の道を開くといふような面について通産省とも打ち合わせまして、あの当時中小企業金融公庫その他から一千万ばかりの融資が出たわけでありまして。今回、この問題について、今後そういう業界のいろいろな影響もある程度考えなければいけません。それが、それらについてももちろん十分に検討して、関係省とも連絡いたしまして、飛び出しナイフの五・五センチ以下の場合ほどの大きな影響は考えられないと思ひます。

○木村(行)政府委員 これは法の改正によつて、そういう影響を受けたことによつて、そういう損害賠償ということには出てこないと思ひますけれども、ある程度、打撃を受けたことについての融資の面において、いろいろ折衝いたしたわけでありまして。

○木村(行)政府委員 前にもお答えをいたしましたように通産省その他と連絡いたしまして、特に一番影響のありました飛び出しナイフの五・五センチ

○木村(行)政府委員 前にもお答えをいたしましたように通産省その他と連絡いたしまして、特に一番影響のありました飛び出しナイフの五・五センチ

○木村(行)政府委員 前にもお答えをいたしましたように通産省その他と連絡いたしまして、特に一番影響のありました飛び出しナイフの五・五センチ

○木村(行)政府委員 前にもお答えをいたしましたように通産省その他と連絡いたしまして、特に一番影響のありました飛び出しナイフの五・五センチ

○木村(行)政府委員 前にもお答えをいたしましたように通産省その他と連絡いたしまして、特に一番影響のありました飛び出しナイフの五・五センチ

○木村(行)政府委員 前にもお答えをいたしましたように通産省その他と連絡いたしまして、特に一番影響のありました飛び出しナイフの五・五センチ

○木村(行)政府委員 前にもお答えをいたしましたように通産省その他と連絡いたしまして、特に一番影響のありました飛び出しナイフの五・五センチ

○木村(行)政府委員 前にもお答えをいたしましたように通産省その他と連絡いたしまして、特に一番影響のありました飛び出しナイフの五・五センチ

○木村(行)政府委員 前にもお答えをいたしましたように通産省その他と連絡いたしまして、特に一番影響のありました飛び出しナイフの五・五センチ

○木村(行)政府委員 前にもお答えをいたしましたように通産省その他と連絡いたしまして、特に一番影響のありました飛び出しナイフの五・五センチ

○木村(行)政府委員 前にもお答えをいたしましたように通産省その他と連絡いたしまして、特に一番影響のありました飛び出しナイフの五・五センチ

は困ると思ひから、そのようなことの絶対ないように配慮はされるべきだと思ひます。その点は長官大丈夫でしようか。

○柏村政府委員 木村局長から申し上げたように、十分指導徹底したいと思ひっております。

○園田委員長 ほかに質疑はありませんか。――なければ本案についての質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認め、本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

昭和三十七年三月二十八日印刷

昭和三十七年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局